

米軍基地返還跡地の沖縄市サッカー場で見つかったドラム缶から環境基準値を超えるダイオキシン類が検出された問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年十月二十八日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭 殿



米軍基地返還跡地の沖縄市サッカー場で見つかったドラム缶から環境基準値を超えるダイオキ

シン類が検出された問題に関する質問主意書

米軍基地返還跡地の沖縄市サッカー場で見つかったドラム缶から環境基準値を超えるダイオキシン類が検出された問題について、沖縄防衛局は二〇一三年八月二十六日、当該サッカー場全域の調査を実施すると正式に発表している。これについて、以下質問する。

一 本件ドラム缶が埋められた経緯について、これまでに判明しているところを明らかにされたい。

二 本件ドラム缶の埋設範囲や発掘、内容物について、これまでに判明しているところを明らかにされたい。

三 調査終了後、遺棄物の撤去や汚染土壌の除去等の原状回復は、日米地位協定の規定によれば日本政府の責任において行われるものと推測する。しかし、本件ドラム缶は米軍の故意又は重大な過失によって返還跡地に埋設されたと推察されるため、米政府も何らかの責任を負うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 米軍の使用によって日本の施設、区域及び周辺環境等へ損害が及んだ場合、原状回復義務及び補償義

務を米国政府が負担することにより、米軍の日本国内の施設及び区域の責任ある使用を促すと考え。日米地位協定を改定し、米国も日本の安全・環境基準を遵守するとともに原状回復義務等を負うことを定めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 この度のドラム缶の発見により中断したサッカー場の改修工事の請負業者等へ損失補償を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。